お客様各位

小浜信用金庫

個人向け国債の中途換金調整額の計算方法の変更について

個人向け国債を保有しているお客様は、満期前に中途換金する場合、中途換金時の 換金金額が「額面金額 + 経過利子相当額 - 中途換金調整額」となり、中途換金調整額 をお支払いいただいております。

財務省では、個人向け国債(変動 10年、固定 5年、固定 3年)の中途換金調整額の計算方法について、平成 25年1月10日より下記のとおり変更することとしておりますので、お知らせいたします。

記

1.変更の内容

変更前	変更後
直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8	直前 2 回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

- (注 1)購入時に初回利子の調整額の払い込みがある場合は、上記の中途換金調整額から初回利子の調整額(税引前)相当額が差引かれます。
- (注 2)特例による中途換金 (第 2 期利子支払日前までの中途換金) の場合は、上記の計算方法と異なります。

2.変更の適用時期

平成25年1月10日に中途換金を行う(国が買い取る)分から適用されます。 なお、同日以前に発行された個人向け国債にも、この変更が適用されます。

本件の詳細につきましては、財務省ホームページをご覧ください。

(http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/houdouhappyou/240131chutokankin.pdf)

以上

【お問合せ先】

業務部(担当:新田)

TEL: 0770 53 2127